

## 平成27年8月のJAXA種子島宇宙センターにおけるロケット打上時の 視察者対応に係る調査について

平成30年12月28日  
文部科学省幹部職員の記事等に関する調査・検証チーム

「文部科学省幹部職員の記事等に関する調査・検証チーム」（以下「調査・検証チーム」という。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が実施する「平成27年8月のJAXA種子島宇宙センターにおけるロケット打上げ（H-II Bロケット5号機による宇宙ステーション補給機「こうのとり」5号機の打上げ）時の視察者対応」に関する調査過程において、当該視察者に谷口浩司被告人が含まれ、その視察者決定のプロセスにおいて文部科学省の関わりが示されたことを受け、標記調査を実施した。具体的には、調査・検証チームに設置された作業チームの弁護士から、現在の文部科学省研究開発局宇宙開発利用課の職員2名、当時の文部科学省研究開発局の職員5名、及び当時のJAXA総務部等の職員7名その他、当時JAXAの理事であった川端和明被告人からヒアリングを行い、平成27年8月のロケット打上時の視察者に関する文部科学省の対応について現時点までに明らかとなった事実関係等の整理を行った<sup>1</sup>。佐野太被告人及び川端被告人の逮捕・起訴事案については、今後の公判において、新たな事実が明らかになる可能性があり、調査・検証チームにおいては、その状況を注視していくこととする。

なお、佐野被告人に対しては、標記のロケット打上時の視察者対応に係る事実関係について確認を行おうとしたところ、弁護士を通じて、公判を控えている身であるので回答を差し控えたい、との回答があった。

### （1）関係者の説明による事実関係等

#### （ロケット打上時の視察者の受け入れについて）

##### ① 研究開発局宇宙開発利用課の現在の担当職員（複数名）

JAXAが実施するロケットの打上については、通常、JAXAが打上予定日の約2か月前に打上予定日についてのプレス発表を行い、その後、文部科学省（担当は研究開発局宇宙開発利用課）とJAXAが国会議員等の関係者に対して打上視察の案内を送付する。国会議員や関係省庁等の視察希望者は直接JAXAに対して申し

<sup>1</sup> 今回の調査は、平成27年8月のロケット打上時の視察者に関する文部科学省の対応について事実関係等の整理を行ったものであるが、佐野被告人及び川端被告人については今後公判が予定されており、それぞれの当時の行為について、今回の調査における評価の対象とはしない。

込みを行うこととなっており、文部科学省からの視察者については、宇宙開発利用課が JAXA の総務部総務課に視察者リストの提出を行う。ただし、文部科学省職員以外から文部科学省に直接、視察の希望について問い合わせ等があった場合は、宇宙開発利用課が JAXA の総務部総務課に対し、視察申し込みの受け入れ如何について要請・相談する。

JAXA へ要請・相談する場合に、宇宙開発利用課として視察対象者の明文の基準はないが、視察者がロケットの打上業務に関係があるかどうかを考慮して対応を決めている。最終的な視察者の決定は JAXA が行う。

(平成27年8月の JAXA 種子島宇宙センターにおけるロケット打上時の視察者について)

① JAXA の当時の担当職員 (複数名)

平成27年8月の JAXA 種子島宇宙センターにおけるロケット打上 (以下「ロケット打上」という。) 時の視察者として、谷口被告人、谷口被告人の親族 (1名)、佐野被告人の親族 (1名) が含まれていた。これら3名については、通常の視察者と異なる行程とし、視察場所についても当初は、種子島宇宙センターの外にある、一般の人でも出入りが自由にできる公園での視察を予定していたが、最終的に当日は、種子島宇宙センター内の駐車場から視察をすることになった。

通常であれば、視察者については、内外の関係者との情報共有のため、グループ毎に「視察者一覧」のリストを作成するが、文部科学省宇宙開発利用課も了承の上、これらの者についてはリストに含めない形で視察者に加えていた。費用は他の視察者と同様に当事者が負担している。

(平成27年8月の JAXA 種子島宇宙センターにおけるロケット打上時に谷口被告人らが視察対象者となった経緯について)

① JAXA の当時の担当職員 (複数名)

文部科学省関係者のロケットの打上の視察について、一般的には、文部科学省に対して、一定の枠を最初に伝えた上で、候補者のリストをもらう。文部科学省から示された候補者について、通常、JAXA から不適切であると指摘することはないが、原則視察者の親族は断っている。国会議員については、国会議員本人から直接申し込みがある場合と文部科学省を通じる場合とがあるが、国会議員であっても親族については断っている。

JAXA において視察者の基準について明文化したものはないが、基本的には視察者がロケットの打上業務に関係する者かどうかで、受け入れるかどうかを決める運用を行っている。

平成27年8月のロケット打上の視察については、時期は明確ではないが、打上の約1か月前に、文部科学省の宇宙開発利用課から、佐野被告人（当時、文部科学省大臣官房審議官（高等教育局担当））からの依頼として、谷口被告人とその親族について、視察対象者としてアテンドできないか、といった話があった<sup>2</sup>。

これら2名については業務関連性が不明であり、JAXA 総務課は、当初、宇宙開発利用課に対し難色を示したが、即答はできないので一度話を受けて、内部で相談をした結果、元宇宙開発利用課長でもある佐野被告人や宇宙開発利用課からの相談であれば断れないであろう、という JAXA 内部での協議を踏まえ、先に進むこととなった。当初難色は示したものの、受け入れの可否について具体的に宇宙開発利用課と協議をしたことはない。話が進むにつれて宇宙開発利用課からも申し訳ないといった言葉があり、宇宙開発利用課としてもどうしようもないという感じであった。

佐野被告人の親族については、谷口被告人らの話が進むにあたって、文部科学省の宇宙開発利用課から視察希望者の名簿を受け取った際に記載があった。名簿については、打上が終わった時点ですぐに破棄しており残っていない。本人以外の親族を呼ぶ場合は断っていることについて文部科学省においても共有されているが、佐野被告人の親族については JAXA でも宇宙開発利用課でも断れないという状況であった。

## ② 文部科学省の当時の宇宙開発利用課長（H. 26. 10. 20～H. 27. 8. 3）

当時、ロケット打上の視察に関して、佐野被告人から別の者の視察申し込みを依頼され、その話は JAXA につないだと思う。別の者の視察申し込みについては、佐野被告人からは直接電話で依頼をされたと思う。他方、谷口被告人がこのロケット打上の視察者に含まれていたことについては、報道ベースやこの調査のヒアリングで初めて聞かされた。谷口被告人とは面識はなく接待等の利益供与を受けたことはない。佐野被告人の親族が視察者に含まれていたことについても記憶にはない。

ただし、宇宙開発利用課から名簿を出しているということであれば、自分がきちんと見ていたか、という反省はある。あるいは先輩である佐野被告人に言われたので通してしまったのかもしれない。記憶にはないが、やってしまっていたら申し訳ないとしか言いようがない。

---

<sup>2</sup> この話が最初に文部科学省の職員の誰から、JAXA の職員の誰にあったのかについて明確に記憶がある者はいなかった。

### ③ 文部科学省の当時の宇宙開発利用課長（H. 27. 8. 4～H29. 7. 17）

谷口被告人、谷口被告人の親族、佐野被告人の親族が視察者に含まれていたことは知らなかった。私が着任したのは8月4日であり、打上予定日が8月16日だったとすると、着任日には既に視察者が大体セットされていて自分への確認はほとんどなかったのかもしれない。また、ロケットの打上に関して佐野被告人と直接連絡をとりあった記憶はない。

### ④ 文部科学省の研究開発局宇宙開発利用課の当時の担当職員（複数名）

当時、ロケット打上の視察に関して、佐野被告人から別の者の視察申し込みを依頼され、その記憶は残っているが、谷口被告人については、あまり覚えていなかった。別の調査チームによる調査等で同じことを聞かれ、少しずつ思い出すようになった。

佐野被告人が、最初に宇宙開発利用課の誰に谷口被告人を視察者に加えることを依頼し、宇宙開発利用課の誰が JAXA の総務部に連絡をしたのかは明確でないが、途中からは宇宙開発利用課の担当者が佐野被告人の意向を受け、JAXA の総務部と調整を行った。

谷口被告人については、視察対象者に含める理由がないと考えたため、担当者から課内で問題提起をしたが、断るという判断はなされなかった。佐野被告人が業務上大事だと思っている人であるため、という理由を聞き、それ以上詮索することはなかった。

佐野被告人の親族については、JAXA に視察希望者の名簿を出す段階で佐野被告人から入ってきたものと思うが、指摘はしなかった。課内で共有したが反対すべきと声を上げる人もいなかった。

宇宙開発利用課から JAXA に対しては谷口被告人、谷口被告人の親族、佐野被告人の親族の3名の視察希望者の名簿を出した。通常の視察者と異なる行程であったことについては、覚えていないが、一緒にすると他の視察者からこの人は誰だと指摘をされることになるので、そういうこともあるだろうと思う。

谷口被告人とは面識はなく、接待等の利益供与を受けたことはない。

### ⑤ 川端和明被告人<sup>3</sup>（JAXA の当時の理事）

ロケットの打上については担当であったので、谷口被告人とその親族の視察については事前に承知していた。佐野被告人の親族については、現地で挨拶をした際に知ったと記憶している。

---

<sup>3</sup> 川端被告人からは、起訴内容に関係することについては回答を控えるが、それ以外の内容については記憶の範囲で回答するとされ、それを前提にヒアリングを行ったもの。

視察を事前に承知した経緯は詳細に覚えていないが、この件について佐野被告人とは接点がない。文部科学省の宇宙開発利用課からの連絡はなかったと思う。谷口被告人とは、雑談の中でロケットの打上を見たいという話があったと記憶しているが、JAXA において視察者はかなり限定的に対応しており、難しいとやんわり断った記憶がある。

3名の視察について決裁をしたとか働きかけをしたことはない。

## (2) 調査・検証チームとしての事実認定<sup>4</sup>

平成27年8月19日に(当初は16日の予定であったが17日、19日の2度延期されたもの)、JAXA 種子島宇宙センターにおいて、H-II B ロケット5号機による宇宙ステーション補給機「こうのとり」5号機が打上げられた。

このロケット打上時の視察者には、谷口被告人、谷口被告人の親族(1名)、佐野被告人の親族(1名)が含まれ、通常の視察者と異なる行程で視察が行われた。

これら3名については、佐野被告人の意向を踏まえ、宇宙開発利用課から JAXA に対して要請・相談を行い谷口被告人らを記載した名簿が提出され、JAXA において視察者に加えられた。当時の宇宙開発利用課の担当職員は、谷口被告人とは面識はなく、接待等の利益供与を受けたことはない。

視察者の決定は JAXA が行い、視察者決定の明文の基準はないが、一般的に、JAXA 及び文部科学省双方の共通認識として、視察者がロケットの打上業務に関係する者かどうかで、受け入れの可否を決め、視察者の親族は対象外とすることを基本としている。

## (3) 評価

ロケットの打上の視察者については、最終的には JAXA が決定するものであるが、これまで、文部科学省の職員のほか、文部科学省に直接、視察の希望について問い合わせ等があれば、文部科学省宇宙開発利用課が JAXA の総務課に要請・相談する対応を行っている。

宇宙開発利用課においては、ロケットの打上の視察者の適格性について、明文の基準は持っていないが、JAXA との共通認識として、当該業務に関係のある者を対象とし、その親族については視察対象者から除外する考え方で対応しているところ、平成27年8月の JAXA 種子島宇宙センターにおけるロケット打上の視察者については、同課は、佐野被告人の意向を踏まえ、谷口被告人やその親族について、また佐野被告人の親族を視察対象者として、JAXA に要請・相談

---

<sup>4</sup> 「事実認定」は、3年以上前の事案であり、関係者の記憶があいまいな部分があり、資料も十分に残っていない中で、調査・検証チームとして現時点で可能な範囲で整理したものである。

を行った。

文部科学省は、JAXA において最終決定するロケットの打上の視察者について、JAXA に対して要請・相談する場合の明文の基準を持っているものではないが、佐野被告人からの依頼を受け入れ、これまでの取扱いに照らせば、視察者として受け入れられない者について、JAXA に対して要請・相談を行い、実際に3名が視察者に加えられたことは、公私混同や行政の公正さが疑われる事態を招いた点で、問題があると言わざるを得ない。

宇宙開発利用課においては、ロケットの打上の視察者について、JAXA に対して要請・相談する場合の基準の明文化や意思決定プロセスの明確化など、再発防止に向けた取り組みを求める。

また、佐野被告人からの依頼について、問題があるのではないかと組織内で幹部職員に対して勇気をもって進言する職員がいたにもかかわらず、その声を取り上げられず、文部科学省から要請・相談したことにより、結果としてこれまでの取扱いに照らせば JAXA のロケットの打上の視察者として受け入れられない者を含ませることになったことは、極めて遺憾である。今般のように、疑問があったとしても、先輩職員や上司の意向を甘受せざるを得ないような組織文化の改革に真剣に取り組むことを期待する。これを機に、文部科学省の幹部職員一人ひとりにおいて、その責任の重さとわが身の行動を改めて振り返り点検することを求める。また、未然に不公正な取扱いを防止し、公務員の原点に立った公平・公正な判断ができるよう、組織としても内部通報制度の改革・実効化など、内部統制の強化に向けた早急な取り組みを求める。